

受理年月日	令和3年5月17日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	3年陳情第5号		
件名	西南杜の湖畔公園の自由広場の利用について		
陳情者	[Redacted]		
分割送付	なし		
要旨	<p>城南区西南杜の湖畔公園内の自由広場では、ボール遊びのボールが隣接民家敷地内へ飛び込んできて、頻繁に家屋や車に当たっており、また、当たらなくても、いつ飛んでくるかという不安と苦痛で迷惑をしています。</p> <p>管理事務所や市住宅都市局みどり整備課に何度か苦情を入れ、対応を求め、注意書きの掲示、見回りの強化など対応していただきましたが、現状は一向に改善していません。</p> <p>よって、利用の制限、柵を高くするなどの抜本的対策を求め、以下の事項について陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民家敷地側の自由広場での遊戯利用を制限すること（例えば民家敷地側約10メートルでの遊戯利用を制限することなど）。 2. 境界柵を高くすること。 3. 何らかの抜本的対策が講じられるまで、自由広場でのボール遊びの禁止を徹底すること。 		

令和 3 年 5 月 17 日

福岡市議会議長

阿部 真之助 様

陳情
書 者

住所

氏名



陳情 [redacted]の趣旨

城南区西南の杜公園内「自由広場」の利用について。

ボール遊びのボール（野球・サッカーボールなど）が隣接民家敷地内（請願者宅及び近隣）へ飛び込んで来て頻繁に家屋・車に当たるなど迷惑、また当たらずともいつ飛んでくるかの不安と苦痛で迷惑をしています。

管理事務所や市の緑整備課に何度か苦情・対応を求め、注意書きの掲示・見回り強化などを対応して頂くも、現状は一向に改善せず。

よって利用制限・柵の高度化などの抜本対策を求めます。

陳情 [redacted]事項

- ・ 自由公園での民家側の敷地遊戯利用制限
(例. 10^m程度など)
- ・ 境界柵の高度化
- ・ 何らかの抜本対策が講じられるまで自由公園でのボール遊び禁止

徹底

以上、宜しくお願ひ致します。